

次世代育成支援対策推進センター（千葉県中小企業団体中央会）

からのお知らせ

千葉県中小企業団体中央会は、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画の策定・実施における雇用環境の整備などについての相談を承っております。

* 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに育成される環境を整備するため、平成17年に制定され、本法では、県・市町村だけではなく、企業においても「一般事業主行動計画」の策定を義務付けています。

* 一般事業主行動計画

常時雇用する従業員が101人以上の企業は、行動計画を策定し、労働局に届出、公表・周知する法的義務があります。100人以下の企業は努力義務です。

一般事業主行動計画は、雇用環境、労働条件の整備などについて、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策・実施時期を定めるA4一枚程度の計画です。

* くるみん認定の取得

行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業は、労働局（厚生労働省）から「子育てサポート企業」として「くるみん認定」を受けることができます。

くるみん認定を受けると

ワークアンドバランスを重視する若年層が増えていることから、従業員募集に際して有利に働きます。そのほか

- 内閣府から上限50万円の助成が受けられます（くるみん認定のほかに助成の条件があります。）。
- 公共調達（総合評価落札方式、規格競争による調達）において加点評価される場合があります。
- （株）日本政策金融公庫から有利な貸付けを受けることができます。

問合せは ⇒ 千葉県中小企業団体中央会経営支援部

能美（推進員）または 渡邊まで ☎043-306-3282